

令和4年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和4年9月29日			
招集場所	野洲市役所議場			
応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介		
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行		
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二		
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己		
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎		
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛		
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志		
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子		
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏		
不応招議員	なし			
出席議員	応招議員に同じ			
欠席議員	なし			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聰
政策調整部長	赤坂 悅男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了惠	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議第69号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号まで  
(令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他23件)  
各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

- 第1 議第94号  
(財産の無償貸付について(追認))  
提案理由説明、質疑、討論、採決  
第2 意見書第2号  
(世界平和統一家庭連合(旧統一教会)と政治家との関係の徹底解明  
及び早急な対策を求める意見書(案))  
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

- 議長(荒川泰宏君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。  
出席議員は18人全員であります。  
次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。  
次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書  
のとおりであります。  
ここで、市民部長より発言を求められていますので、これを許します。  
長尾市民部長。  
○市民部長(長尾健治君) 発言の機会をいただき、ありがとうございます。  
一般質問2日目の9月7日、山崎有子議員の質問1つ目、ふるさと納税の現在の状況に

についての2点目で、どのような方法で宣伝活動をされたか伺いますでの答弁において、新聞掲載や会報誌等で広告掲載した旨の報告の後、奥山文市郎議員から、滋賀のアンテナショップ「ここ滋賀日本橋支店」を活用し、広告してはどうかのご意見もあり、担当者が滋賀県庁、ここ滋賀日本橋オフィスの事務局に問い合わせたところ、ふるさと納税関係で広告やパンフレットの掲示はしていないとの回答を受け、本市及び他の市町も「ここ滋賀」には、ふるさと納税のカタログや広告をしていないと答弁していましたが、その後の調査で、1冊のクリアファイルに当市を含め県内10市町のパンフレットを収納し、来館者は誰でも閲覧し、希望者には配布できることが判明いたしました。誤った答弁をしてしまい、誠に申し訳ございません。深くおわび申し上げます。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第13番、鈴木市朗議員、第14番、山崎敦志議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君）　日程第2、各委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりままでの、議第69号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号まで、令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他23件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君）　第17番、稻垣誠亮です。

去る9月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第86号「野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を審査いたしました。

委員からの「非常勤職員の育児休業はどの程度取得されているのか。今回の改正によって、人事課で把握している分に関して、市として何か変化があるのか。」との質疑に対し、「会計年度任用職員の育児休業は今のところない状況である。現制度で1名の育児取得の予定がある。」との答弁がありました。

また、委員からの「今のところ、非常勤職員で育児休業を取得する職員はほとんどないのか。」との質疑に対し、「10月1日以降に育児休業を取得する職員が1名該当してくると理解している。」との答弁がありました。

なお、委員会討議はありませんでした。

以上により、議第86号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君） 第16番、岩井智恵子です。

去る9月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けた議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査をしました結果について報告いたします。

議第87号「野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

議第87号では、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第87号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号「野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

議第88号では、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第88号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号「令和3年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査いたしました。

委員からの「減債積立金は、負債を返していくのに使う積立てで、建設改良は設備等の

改善、改良のためのものであるが、利益積立金は何に対する積立てなのか。」との質疑に対し、「利益積立金は将来に欠損が生じた場合に補てんするための積立てである。」との答弁がありました。

議第93号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第93号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、山崎敦志議員。

○14番（山崎敦志君） 第14番、山崎敦志です。

去る9月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、本会では、付託を受けた議第89号「野洲市景観条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査をいたしました。

委員からの「太陽光発電のソーラーパネルの反射によりまぶしい、または暑い等の苦情は寄せられているのか。また、現在設置済みの設備も届出の対象となるのか、新規のものだけになるのか。」との質疑に対し、「反射等については市民からの苦情があったという報告はない。また、改正条例は令和5年1月1日施行であり、既に設置されている設備には適用されない。令和5年1月1日以降に新設や改修された設備に対して適用する。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第89号「野洲市景観条例の一部を改正する条例」については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号「令和3年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から「剰余金は単年度だけでなく、毎年発生しているものなのか。」との質疑に対し、「令和元年より毎年発生している。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第91号「令和3年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号「令和3年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から「議第91号の水道事業会計と同様に、単年度でなく毎年剰余金は発生しているのか。」との質疑に対し、「平成30年度より毎年発生している。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第92号「令和3年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果報告であります。  
○議長（荒川泰宏君）　これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第13番、鈴木市朗議員。

○13番（鈴木市朗君）　第13番、鈴木でございます。

去る9月6日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日、12日及び13日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました。

また、9月22日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第69号「令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議第70号「令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議第71号「令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議第72号「令和

3年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議第73号「令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議第74号「令和3年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議第75号「令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議第76号「令和3年度野洲市水道事業会計決算の認定について」、議第77号「令和3年度野洲市下水道事業会計決算の認定について」、議第78号「令和3年度野洲市病院事業会計決算の認定について」、以上10議案について、慎重に審査いたしました結果、議第69号から議第72号まで及び議第78号の5議案については、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第73号から議第77号までの5議案については、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、東郷克己です。

去る9月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日、12日及び13日に各分科会を、また22日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第79号「令和4年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」、議第80号「令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議第81号「令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第82号「令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議第83号「令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」、議第84号「令和4年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）」、議第85号「令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）」、以上7議案について、9月22日の予算常任委員会で各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第79号「令和4年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」について、総務分科

会会長報告では、第2款総務費で、人事管理費で「公益通報等の詳しい内容は何か、また公益通報保護制度についても窓口とするのか。」との質疑に対し、「ハラスメント対策委員会の答申を受けてハラスメントの相談体制についても想定しており、公益通報保護制度としての外部窓口、相談窓口を増やすところである。」との答弁の報告を受けました。

これに関連して、委員からの「ハラスメント対策委員会の答申については全面的に受け入れたのか。」との質疑に対し、「答申のうち、発生防止について提言のあった項目のうちの1つに外部相談窓口通報があるので、今回補正予算を要求した。3項目の提言があったと認識しており、その中の一部として、外部相談窓口については今すぐ対応できることなので対応している。」との答弁の報告を受けました。

次に、文教福祉分科会会长報告では、第3款民生費で、「地方創生臨時交付金で幼稚園、保育園の給食費を半年間無料化することになるが、保育園のゼロ歳児から2歳児の保育料には給食費に見合う費用を含んでいる。それに見合う額を減額、軽減すべきではないか。」との質疑に対し、「保育料は所得の階層に応じて保育料を算出するので、ゼロ円の方もおられれば7万円の方もおられ、給食費として算出することは大変困難であるため、ゼロ歳から2歳児までは対象としていない。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「目的は給食費を免除することではなく、経済的な支援をすることにある。支援金等でそこに充てるなどの策は可能か。」との質疑に対し、「コロナの交付金を活用して中学校以下、幼稚園、保育園までの給食費を6か月間減免することで、経済的な支援の一助とするものである。ゼロ歳から2歳児については保育料の中に含まれており、別に給食費として徴収していないので、明確な金額が不明であり、積算の根拠が難しい。保育料については応能負担いただいていることもあり、一律の補助は難しいと考えている。今回、国のコロナ交付金を利用して、市としてできる給食費減免という政策選択をしたものである。」との答弁の報告を受けました。

次に、第4款衛生費で、委員からの「衛生費の母子保健事業費で未熟児養育医療給付費が増額補正となっているが、想定件数と同增加件数は。」との質疑に対し、「未熟児養育医療給付費は例年10件前後の申請がある。主な増額理由は、高額な医療を必要とする事案が1件あったことと、今後の申請状況に鑑み増額補正とした。」との答弁の報告を受けました。

次に、第10款教育費で、委員からの「教育振興事業費の市外小・中学校給食費給付金について、市外の小中学校に通うという説明であったが、私立の学校に通われているとい

う理解でよいのか。」との質疑に対し、「私立の場合と県立の中学校と両方である。」との答弁の報告を受けました。

これに対する委員からの「市外に通っている場合、給付は申請によるものか、また民間の市外保育園等に通っている場合も把握されているのか。」との質疑に対し、「小・中学生は学籍として、市外であっても、どこの学校に通っておられるかは教育委員会で把握している。給付については、自宅に申請書を送付し、給付することを検討している。また、幼稚園、保育園の場合も市外の園に通っておられるか、一定把握しているため、市から案内する。市で把握できない場合もあるため、ホームページ等で周知する。」との答弁の報告を受けました。

次に、環境経済建設分科会会长報告では、第6款農林水産業費で、委員からの「農業振興対策事業費の農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金と、港湾管理費の水産業燃油高騰対策支援事業費補助金について、それぞれ対象は何社か。」との質疑に対し、「農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金の対象者は認定農業者が105名、新認定新規就農者が5名、集落営農組織が26名の合計136経営体を想定している。水産業燃油高騰対策支援事業費補助金については、中主漁業組合に加入されている5経営体を想定している。」との答弁の報告を受けました。

次に、第8款土木費で、委員からの「公営住宅管理事業費について、特定財源として、公営住宅火災共済保険金が94万6,000円充当されているが、対象となった修繕工事は。」との質疑に対し、「永原第1団地3号棟で落雷によりテレビのアンテナが壊れたため、テレビのアンテナ、ブースター、分配器を交換したものである。工事費用については、火災共済保険金で100%補てんされる。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第80号「令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議第81号「令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第82号「令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議第83号「令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」及び議第84号「令和4年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）」については、特に質疑はありませんでした。

次に、第議第85号「令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）」では、委員からの「高圧受電設備改修事業は、合計で約1億円の改修工事になると理解していいのか。」との質疑に対し、「高圧受電設備改修事業は、債務負担として令和4年度から令和5年度まで、総額7,600万円を限度額としている。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「空調設備改修設計業務委託費が1,000万円計上されているが、建物の規模によって設計料も変わるとと思われるが、改修規模はどれくらいか。」との質疑に対し、「空調設備改修設計業務委託は、東館、西館、北館と3棟の冷却装置が老朽化しているため、設計を専門業者に委託するものである。事業費は次年度にこの設計に基づき予算を提案する考えである。基本的には、病院の移転計画があるため、4、5年程度は現病院を使用するという観点で、最低限患者さんに不具合が生じないよう、空調設備の設計を委託会社に仕様として提案し、工事費を算出することとなる。」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議を行いました。

委員から「コロナ対策の給食費無償化について、目的は子育て世帯の経済支援となっているが、ゼロ歳から2歳児までの世帯は該当せず、公平性が担保されていない。経済的に困っている人は既に給食費等も減免されており、それ以外の方の受益が多くなるという意味で逆進性がある。こうした点から、経済的に困っていない人が給食費無償化になんでも、経済支援という本来の目的が達成できるのか非常に疑問である。」との意見があり、これに対して、他の委員から、「半年ではあるが、給食費無償化を実現することは評価する。」との意見がありました。

また、他の委員から、「執行部は優先順位に応じて予算を配分している。他の部分を手厚くするのであれば、どこかを減額しないといけない。」との意見があり、他の委員から、「コロナ禍においてはそれぞれ家計に負担が出ている。そこをカバーするため、子育て世帯に対して一律で支給するというところは一定理解はできる。」との意見がありました。

最後に、採決について、議第79号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第80号から議第85号までの6議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第69号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号まで、令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他23件について、

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

議第69号について、まず、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

議第69号令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に対して不認定、反対の立場で討論をさせていただきます。

一般会計の決算認定は、市政の総括的な意味合いがあると私は考えております。一部の予算執行、もしくは執行のやり方などについて、我々議会は総括し、チェックを入れるというのが仕事であります。

この点から、令和3年度の予算執行においては問題があったと言わざるを得ません。

それは、主に病院整備課が担っていた部分でありまして、5月に発表されたBブロックでの病院建設と、それに伴う基本設計業務支援の予算執行からの、1月での突然の市長による熟考、そして未定稿のままの基本設計での支援業務終了、熟考中の人的資源のロス、時間のロス、そして野洲市の社会的信用のロスというのが大きな問題だと考えております。

質疑におきましても、執行部から、本来はオープンな形で市民や議会にプロセスを明らかにされる中で、組織としてこうした問題に取り組むべきであったという趣旨の答弁がありました。全くそのとおりで、この執行のあり方が異常でありまして、この当時の担当課の政策精度が低かったからこのようになったというような答弁もあったんですが、それらを是とし、決断し、執行に進んでいった責任は市長執行部にあり、当時の担当が悪かったからというのは、責任をそこに押しつけて済まされるような話ではありません。

この熟考からの変節は、中身がどうのこうのというよりも、執行者としてその責任と権限を越えた行為であり、熟考という名での議会での答弁拒否や説明の拒否の手法は、議会と市長、二元代表制の機能と信頼を大きく損ねた行為であったのではないかと私は思っております。

よって、このようなことを繰り返さないためにも、議会として明確にこれを不認定とするとともに、市長執行部の反省を促しまして、毅然とした二元代表制を取り戻すべきだと考えます。

また、こうした内容を決算特別委員会でも委員間討議の際に議題として投げかけたわけですけれども、この議会の決定のプロセスを明らかにする委員間討議が委員長の報告の中で全く触れられておられなかったことは異例でもありますし、非常に残念でもあります。

最後に、これは議員各位の政策的な可否云々ではなく、これが逆の立場で、内容が如何

であってもこれを認められるのか、こうした執行を認めていくのかということを問う意味として、個人ではなく、議会の総意として良識ある判断を期待するものであります。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君） 創政会、稻垣でございます。

議第69号令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。令和3年度決算認定における69号から78号までの審査を行った結果、賛成いたします。

閉会中を含め、年度当初の活動計画を前提に市職員と意見交換を行い、情報の収集及び執行状況について、必要に応じて説明を求め、任意の書類を確認いたしました。

結果、重要な点において、賛成する判断に至りました。

当職の市民への約束事であった野洲駅南口以外での病院整備への大転換が市長の英断により図られた。野洲駅南口への商業施設整備への入口にこぎ着けることができた。これらは大変評価するものであります。

また、積極的な財源確保の努力として、行財政改革や都市計画税収入を超える6億円を超えるふるさと納税についても大いに評価すべきであると考えます。

執行部の令和3年度の執行は、健全かつ適切であったと判断し、引き続き経常収支比率、財政健全化比率、財政健全化判断比率に留意し、野洲市の地方創生を実現する令和5年度の予算編成につながることを市長、副市長、教育長、そして病院事業管理者にご期待申し上げ、討論の締めくくりといたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

私は、議第69号令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に対して反対の立場で討論を行います。

令和3年度は、前年からの新型コロナウイルス感染の拡大により、市民生活が深刻な事態となり、また地域経済も営業もかつてない落ち込みとなりました。それだけに、市予算是市民の暮らしと営業を守ることを最優先にされなければなりませんでした。このことが、市長就任後初めての当初予算を編成された市長の責任でもありました。

この中で、令和3年度は通院医療費小学校3年生までの無料化、都市計画税課税の見送り、水道基本料金の1期分無料など、コロナ禍において市民の願いに応える施策をされた

ことについては評価できるものと思います。

しかし、当初予算は市長ご自身の政治姿勢、市政のあり方を問うものであります。この点から、令和3年度がどうであったのか、市予算が全体として市民の立場に立ったものであつたかの観点から評価されなければならないと思います。

その点から、特別会計ではありますが、介護保険料を大幅に引き上げられ、市民に負担を強化されました。

また、市民の命と健康を守るべき新病院建設について、行政のあり方に問題を残すものとなりました。

野洲市民病院の早期建設は市民の願いです。ところが、病院建設を本格的に進めるべきであった令和3年度は、栢木市長が前年10月に就任以降、二転三転し、混乱と混迷を引き起こしました。

市長就任の登庁初日の令和2年11月1日、これまで進められていた駅前の新病院再設計業務の中止をされました。以降、令和3年度では、予算を含め本格的に進める年度であったにもかかわらず、現地建て替えを表明されました。これはしかし破綻。その後、市内3市有地での検討を表明し、Bブロックに。しかし、このBブロックは市長が決められたにもかかわらず、これを否定し、現在では温水プール跡地で進めようとされています。この一連の進め方は、政策的、立地的根拠の曖昧なまま進めてこられたことによる混迷と混乱に他なりません。何よりも、市民の早期建設の願いに反するだけでなく、市議会や守山野洲医師会、さらには職員の建設的意見すら耳を傾けず進められてきました。このことは、行政が最も大事にしなければならない民主的行政運営すら否定するものとなりました。令和3年度は、不必要的予算の執行や時間を空費しました。

なお、議第78号の令和3年度野洲市病院事業会計決算の認定についても同様であり、同意できないものです。

以上、令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論とします。

○議長（荒川泰宏君） 続いて、議第70号から議第72号までについて、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 議第70号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案に対し、反対の立場で討論を行います。

令和3年度の「国保税率をどうするか」については、令和3年1月に開催されました「国民健康保険運営協議会」で議論をされています。

国保税の基本的な方向性については、「令和9年度に向け、国保税率が県下統一されますが、それまでに基金を還元する。」、すなわち国保税の引き下げで還元していくという方針でした。

この件では、令和3年度の国保税については、コロナ禍の影響や医療費の大幅な減少もあり、滋賀県は令和3年度の野洲市の標準額は1万2,226円の引き下げが可能であることを示しました。滋賀県が引き下げは可能と判断したのであります。しかし、国保運営協議会では「国保会計の推移、基金残高などの見通しを勘案して、令和3年度の税率は見直しは行わない」、すなわち引き下げはしないというものでした。しかし、令和3年度末の基金残高は4億1,544万円になり、基金の推移、残高から見ると、引き下げは可能であったのではないでしょうか。これは、必ずしも結果論ではなく、十分予想されていたものであります。

そもそも、野洲市の国保税は県下でも高く、滞納者も多く、令和3年度の徴収率は令和2年度からさらに低くなり、収入未済額（滞納額）は実に2億3,855万円にもなっています。

国民健康保険は、自営業者や年金生活者が中心の制度です。とりわけ、新型コロナウイルスの影響で、営業も暮らしも大変な状況です。払いたくても払えないという人が多いのではないかでしょうか。このような状況も鑑みて、国保税率の引き下げは「検討すべきだった、可能であった」にもかかわらず、高い国保税負担となったものです。

令和4年度では国保税の引き下げをされました。さらなる引き下げは可能であり、引き続き、命と健康を守る国保制度、払える国保税となるよう求め、反対討論とします。

議第71号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、医療費の国財政支出を削減するため、2008年に導入されました。75歳以上を対象に、それまで入っていた国民健康保険や協会けんぽなどから、後期高齢者医療制度に加入することになりました。保険料は2年単位で改正されますが、令和2年度と3年度は、第7期に当たりますが、これまで改正ごとに値上げがされています。現在の第8期である令和4年度でも値上げがされており、加えて、今年10月からは一定以上の所得のある75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げられます。また、政府は来年、幅広い収入層での保険料の引き上げを検討しています。

今、コロナ禍により高齢者は様々な不安を抱えています。また、年金が減らされ、消費

税増税などで、暮らしはますます大変です。

しかし、本会計の決算を見ますと、国民健康保険と同様、滞納者も発生しています。加えて、あってはならない受診控えが起きることも懸念されます。ですから、これ以上負担を増やすことはあってはならないと思います。高齢になれば、誰もが医療にかかることが増えるのは当たり前です。早期発見で早期治療のためにも、高齢者に負担を強化するのではなく、必要なのは、高齢者を含めた全ての世代の社会保障を充実させることです。

私は、高齢者にさらなる負担を強いることにつながる議第71号に賛同できないもので、本議案に反対いたします。

議第72号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案に対して反対の立場で討論をします。

令和3年度は、第8期の保険料の改定期に当たり、大幅な介護保険料の引き上げになりました。第7期の基準額は年額7万1,760円であり、第8期は年額7万7,460円となり、5,880円の値上げとなりました。これは、県下でもトップクラスの値上げでした。

しかし、決算を見ると、保険料算定の基礎となる保険給付費は当初の見込みより少なくなり、その結果、基金の取り崩しは実質いらなくなり、基金が増えています。

令和3年度は、コロナの影響による給付費減が要因の1つであったとのことで、確かに、介護保険や国保会計は見通しが難しい側面はありますが、結果として、これほどの値上げをする必要はなかったのではないかと思います。

新型コロナウイルスの影響で、市民の営業、暮らしは大変です。そんな中での保険料の大幅な値上げによって、市民の暮らしはさらに大変になっています。それとは逆に、高齢者の増加に伴い、介護保険認定者とサービス、すなわち給付費が増加する中で、その負担を、結果として被保険者に求める現在の介護保険制度には矛盾があると思います。抜本的には、国が財政的な責任を持ち、誰もが安心してかかる介護保険制度にすることが求められています。

以上、議第72号の反対討論とします。

○議長（荒川泰宏君） 続いて、議第78号について、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋俊明君） 第15番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第78号令和3年度野洲市病院事業会計決算の認定について、反対の立場で討論します。

令和3年度5月に駅前Bブロックでの新病院整備を市長が表明され、事業の基本作業として、野洲市民病院整備基本計画と策定支援業務委託として、委託金額1,023万円で、委託業者プラスPM・シップヘルスケアリサーチ＆コンサルティング共同企業体に委託されたものであります。

しかしながら、令和4年1月から市長が新病院整備計画について熟考されたものであり、この間もBブロックでの野洲市民病院整備基本構想、基本計画等の原案の作成は進められましたが、最終的には機関決定されることなく、成案には至っておらず、委託業務が当初の目的には達していない状況であります。

令和3年2月議会において附帯決議がなされております。この決議の内容は、「予算執行に当たっては、事業の節目においてコンペや医療ビジョンを都度、議会や市民に明らかにして、より計画的で、慎重かつ丁寧に進め、市民の期待する病院建設に向けて、丁寧かつ合理的な説明のもと、早期実現に向けた取り組みを進められたい」というものがありました。

今回の委託業務の成案まで至っていない成果物を受け取るということは、こうした附帯決議と逆行する行為であり、予算の執行上、大いに問題があると私は受け止めております。

さらに、先ほど田中議員が一般会計決算書の認定の反対討論で述べられました。去る9月22日の決算特別委員会では、文教福祉分科会より、「Bブロックでの基本計画が出てきたが、一方的な意思決定において転換が行われたことが執行上の問題ではないか。なぜ客観的な評価がなされなかったのか」との質疑に対し、「評価委員会に諮問するためには、市長執行部として成案化する必要があるが、素案の内容が市民に示せる内容ではないと政治的に判断されたためである」との答弁であったと報告されております。この成果物が市民に示せる内容ではないと政治的に判断されたものと、執行部も認めた答弁内容であります。

以上のことから、基本計画等の策定支援業務は最終的には成案には至っていない状況でありますので、令和3年度野洲市病院事業会計決算においては認定すべきものではないと判断いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 続いて、第79号について、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

議第79号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第9号）原案に対して、反対の討論を

いたします。

今回の補正予算は、国からのコロナ対策の交付金、この使い方が大きなところであります。その内容は、給食費の半年間の無償化の政策でありまして、その目的は、子育て層の経済的な支援という答弁がありました。

今回、私があえて問題として挙げる点は、この目的に対して政策の精度が低すぎるという点、そして市が行う政策としてはきめが粗すぎると、そういう点であります。

私も子育て世代でありますので、こうした直接的な支援は非常にありがたい。しかしながら、今回の給食費の減額というやり方は、目的に対して不公平である上に、逆進性がある、そういう問題の制度設計になっていると私は思います。

まず、第一に公平性に欠けている点としては、主にゼロ歳から2歳まで、こちらは給食費を納めていない、もしくは保育料として徴収されているそうした家庭、そして何らかの理由で、子育てはしているけれども給食費は支払っていないという方には、今回一切受益がございません。これは目的としている子育て世代であるのにもかかわらず、受益がないという点です。

そして、逆進性として、給食費を払っている家庭でも、より厳しいであろう所得の低い方々に関しては、もともと給食費の減免が行われております。つまり、実質受益額が苦しい人ほど低いということになっております。

私は、国が行う経済対策としてのこうした一律的なばらまきであれば、網は粗くても、むしろ全員給付でもよいのかなと思います。しかしながら、限られた財源の中で、市民に一番近いこの市というものが、このような精度の低い政策を執行するのは違うのではないかと考えます。もっと課題を明確にして、かゆいところに手が届くような、本当に困っている人を助けられるようなお金の使い方をするべきでありますし、今回も交付金、この1年以内に使わないといけないというわけですけれども、これも、毎回毎回急に交付金が来るから制度が粗いんです、仕方がないんですというそういうことでは済ますことはできません。これはもう何回目になるか、数回こういった交付金があるわけですが、こういった交付金が来たときに、いかにそれを有効に使うかという点につきましては、しっかりと想定して準備していっていただきなければなりません。

以前に、水道料金の無償化のときも同じように述べたのですが、やはりもっと精度を上げることができると私は考えます。

恐らく、予算常任委員会の流れからしても、この議案は可決されるでありますと私も思いま

すけれども、この執行部、そして市職員の皆さんはこの制度の政策、これを当たり前だと思わないで、知恵を絞り、より精度の高い政策をつくっていっていただきたいなと私は思います。

以上、苦言を呈するとともに、この問題のある政策は認められないということから、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を14時15分とします。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、ただいま議題となっております議第69号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号までの採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めていますが、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第69号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号までの採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第69号令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第69号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第69号は委員長の報告のとおり認定することに決し

ました。

次に、議第 70 号令和 3 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 70 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 70 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 71 号令和 3 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 71 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 71 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 72 号令和 3 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 72 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 72 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 73 号令和 3 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 73 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 73 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 74 号令和 3 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 74 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 74 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 75 号令和 3 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 75 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 75 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 76 号令和 3 年度野洲市水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 76 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第76号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第77号令和3年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第77号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第78号令和3年度野洲市病院事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第78号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第79号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第9号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第79号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第80号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第80号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第81号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第81号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第82号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第82号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第83号令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第83号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 84 号令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 84 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 84 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 85 号令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 3 号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 85 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 85 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 86 号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 86 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 86 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 87 号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 87 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第88号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第88号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第89号野洲市景観条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第89号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第91号令和3年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第91号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第92号令和3年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第92号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第93号令和3年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第93号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第94号及び意見書第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第94号及び意見書第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第1、議第94号財産の無償貸付について（追認）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、財産の無償貸付に関する議案1件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いします。

議第94号財産の無償貸付について（追認）のご説明を申し上げます。

本議案は、野洲市吉地1130番1の土地の一部、その他土地の一部、合計で870.53平方メートルの市有地を、NPO法人ふれあいワーカーズの施設用地として無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものです。

なお、当該土地は、議会の議決を得て、平成22年4月1日から令和2年3月31日までの10年間の期限で、NPO法人ふれあいワーカーズに無償貸付しておりました。

令和2年4月1日以降の当該土地の無償貸付については、改めて議会の議決を得る必要がありましたが、議決を得ないままにNPO法人ふれあいワーカーズと引き続き土地の無償貸付の契約を締結していたことが判明したため、土地の無償貸付について提案するものであり、一刻も早く対応、措置する必要があるため、本日追加にて提案させていただき、採決をお願いするものです。

本来でありますと、令和2年4月1日以降の新たな貸付期間が始まる以前に無償貸付を契約するための議決が必要であったにもかかわらず、手続ができていなかったことについては、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

なお、令和2年4月1日以降の新たな貸付期間としては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害福祉サービスの提供の支援と障害福祉の充実を図るため、追認により、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間とするものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第94号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第94号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第94号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第94号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第94号について、採決を行います。

お諮りいたします。

議第94号財産の無償貸付について（追認）については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時37分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第2、意見書第2号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書（案）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

第10番、奥山文市郎議員。

○10番（奥山文市郎君） 第10番、奥山文市郎でございます。

意見書第2号につきまして、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書（案）

現在、世界平和統一家庭連合（以下「家庭連合」という。）と政治家との癒着や、家庭連合が過去に行ってきた靈感商法等の違法な商行為が連日テレビ等で報道され、国民の大きな関心事となっています。一部の国会議員は、家庭連合及びその政治団体である国際勝共連合などの関連団体と接点があった場合、政治家としての倫理や、国民が求める国民代表としての行動規範について不信感や疑念があると厳しく非難されています。これは家庭連合が過去から現在にかけて、靈感商法や高額献金などにより家庭崩壊に至らしめるような活動をしていたことに起因するものであります。そのため、現時点では、社会的な課題を指摘されている宗教団体であると報じられています。

さらに、地方政治においても家庭連合の宗教信条である家庭教育支援についても、条例制定に向けた意見書を、本市を含む多くの自治体議会に提出させるなど、宗教理念を市政浸透させる動きもありました。また、家庭連合に關係している地方議員が、現在批判され

ている国会議員の政治利用の温床にもなっているとも言われています。

こうした報道を踏まえて、市民の不安に配慮し、家庭連合との関連が疑われる団体に対し、補助金交付、後援名義の使用許可、公的施設利用などの市政の関与は一切認めない自治体も出てきました。

以上のことから、憲法第20条で保障する信教の自由は誰しも尊重されるべきものであり、また、家庭連合は現時点では反社会的でカルト教団等に認定されていないことは認識しています。

しかしながら、国においては家庭連合と国会議員をはじめとした政治家との間で、選挙時の政治利用や相互依存の実態を早急に解明すること、及び靈感商法等による被害者救済措置、並びに過度な宗教活動によって多大な被害や社会不安が起きないような新たな法整備等を速やかに行い、国民誰もが安心して暮らせるような対策を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております意見書第2号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後3時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

意見書第2号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書について、質疑をいたします。

今回の事件を機に、政治家がこうした旧統一教会と今縁を切るような流れになっているということについては私は賛成でありますし、宗教と政治、そして利害関係、民主主義を考えるきっかけになるというのは良いことだと思います。

しかし、これは世論やマスコミの過熱による統一教会のつるし上げで終わってはいけないし、議会がそれをあおるようなことがあってはなりません。

統一教会が問題ではなく、消費者保護問題の一環として、反社会的と言われる高額お布施や靈感商法問題を解決して、児童虐待問題の一環として宗教二世問題を法整備含め、冷静に解決していく必要があります。

そこで、提出者に質問をします。

意見書内では、統一教会を社会的な課題を指摘されている団体と報じていると報道を根拠とされておりますが、提出者はどの部分が社会的に課題、その基準と根拠をどういうものを持ってこれを出しておられるのか、1つ目質問いたします。

2つ目、意見書や要望書、こうしたものは多くの団体から我々議会に対して要望が出されたりはします。本市を含み、議会で宗教理念を市政に浸透させる動きがあったというふうに、これを問題だというふうな書きぶりをされておりますが、本市と書いてあるので、これは野洲市のことかと思いますが、その具体的な内容と事実、その問題点を明らかにしてください。

そして3番、選挙時に宗教と政治家が関係すること、相互依存の実態を究明、団体による組織票が与える政治への影響という考えでいうならば、これは統一教会に限ったことではありません。この文言、宗教と政治家の関係というところの一体何を問題と考えてこれをおされているのか伺います。

4点目、法的な追及に関しては警察、検察等の仕事でございます。今回求めておられるそれ以上の追及、要は法的なものはそこできされている中で、それ以上の追及を特定の宗教団体に対して実行するには、その法的根拠や信仰の自由問題との関係性、様々が団体、右派、左派団体なども含め、どこまで政府の介入を許すのかといった問題などの整合性を考えないといけませんが、それをどのようにお考えになっているのか。

5点目、憲法では20条で信教の自由を保障しておりますけれども、宗教団体や信者による政治活動等は基本的には問題ないとされております。一方で、この旧統一教会を巡っては、自民党議員が選挙で支援を受けたり関連団体の会合に出席したりすること、それが問題視されております。その問題部分を社会的に解決する意見書ではなくて、特定の宗教法人を対象とした政治家との関係を追及する意見書というのは、なぜそういう形になっているのか、お答えください。

そして最後、本来政治家が関わりを控えるべきは、反社会的な問題を抱える団体は当然控えるべきだと僕も思います。それは統一教会に限らず全ての団体になるはずですが、なぜ今回統一教会に限って意見書を出されておるのか、それをお伺いします。

以上、6点お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） それでは、田中議員の意見書に対する質問に対しましてお答えいたします。

初めにお断りしておきますけれども、この意見書に対する質疑を今いただいたばかりで、ちょっと全てを網羅して回答できない部分があることをご容赦いただくことに加えまして、私は旧統一教会の信者でもなく、またこの宗教に対しては知識も専門的じゃないのでありませんけれども、マスコミとか新聞、インターネット等の報道を基に私なりに解釈した見解として意見書も出させていただきましたし、今回の田中議員の回答にも、ちょっと趣旨とは沿わないかもせんけども、それについてご容赦賜りたいと存じます。

まず1点目ですけれども、社会的に課題と基準の根拠を持ってこれを出しておられるのかということですけれども、これは言うまでもありませんけども、毎日テレビとか新聞、インターネットで報道されているとおりでありますと、この教団につきましては社会的に課題がある教団であるというもとに認知されているというふうに私は思っております。

次に2問目でありますけれども、具体的な内容と事実、その問題点ですけれども、これにつきましては、宗教理念の部分なんですけども、旧統一教会の宗教理念につきましては、L G B Tとかパートナーシップ推進には反対であるということがうたわれておりますと、その動きを阻止するために、平成29年頃から家庭教育支援の推進に積極的に教団を挙げて取り組まれたと言われております。本市におきましても、平成30年6月の定例会で意見書を提案されて、可決されたといったことがありました。

次の3問目ですけれども、政治家と宗教との相互依存というところでありますけれども、これは先ほど申しましたとおり、この宗教団体が他の宗教団体と違いまして、教団自体の成り立ちとか、その教義からして、宗教団体、いわゆる私たちが一般的に知っている限りの宗教団体の超越した部分がありますと、極めてその中につきましては、その生い立ちも含めまして、反目的あると私も解釈しておりますし、そういう中で、他の宗教とは異なるということの理解をしております。

次に4番目ですけれども、法的な部分の中で今度どうするかということにつきましては、これはもう国レベルのお話でして、今後10月から国会もあると思うんですけども、政治家との癒着の徹底解明、そして被害者の救済対策、そして再発防止のための法整備等につきましては国のほうで検討されて、今後国民の納得いく透明性のある対策を講じてもら

うために、今回意見書を提出させていただくということあります。

次の5問目でございますけれども、特定の宗教法人を対象とした政治家との関係ということですけども、これは何回も言いますけれども、この教団につきましては、他の宗教団体に比べまして、社会的に課題があると指摘されているからであります。

最後の6問目ですけれども、社会的な問題を抱える団体で、特定の宗教団体に限らないはずであるがということにつきましては、これは前間に言いましたとおり、この宗教団体につきましては多くのマスコミ等で批判されておりますとおり、そしてまた、事実として多くの被害者がおられる。今日も信者二世の方が被害者救済のために全国で7万人の署名をいただいたといったことで、やっと声が上がってきたということもありまして、この団体については他の宗教と違うという認識はしております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

再質問をさせていただきます。

1つ目の質問に関して、テレビや新聞の報道からということなんですかとも、主にどの部分、どういうところを言っておられるのか教えてください。

あと2点目、L G B Tの権利を認めないとか、そういうことですかね、そういうことをおっしゃっておられるのかと、それと家庭教育とちょっとどういうつながりがあるのかちょっと分からんんですけども、その平成30年の意見書は私もいたと思いますが、議会で適切に審議されて、可決されて、内容云々というのは、そのときの議員が、議会が当然審議するものですから、一体何が問題なのか分からないんですけど、そこの問題点を教えてください。

そして3番目、成り立ち、教義から反目的であり、他の宗教とは異なるという基準ということなんですかとも、それを議員が個人的な見解といいますか、個人的なその指標、私がどう思うというところで反目的であるとか、教義がよくないとか、成り立ちが悪いとか、そういう個人的な判断を持って今のこの提出になっているという認識でいいのか、確認をさせていただきます。

あとは、この4、5、6まとめて同じような答えだったんですけども、統一教会が他の宗教とは大きく違うということをおっしゃっているんですけども、その中身、やってること自体に問題があるわけですよね。彼らがやっていると言われているような反社会

的な行為に問題があるわけですから、その行為を追及していかないといけないと思うんですが、先ほどは他の宗教と違うからここだけなのだというようなことにつながるのか、そういった全ての団体であるとかとの政治家がつながらないように、しっかり法整備とかをしていかなければいけないという論調なのか、この統一教会に限ったことなのか、そういったとこ、他にも多分いっぱいあると思うんですね。それを全部やっぱり含めた話にしていかないと僕はいけないと思うんですけれども、ちょっと書き方が統一教会に限定されているので、なぜ統一教会限定なのかというところで、最後その4、5、6の部分を、他にも同じようなところはないと考えておられるのかというところも含めてお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） それでは、田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のテレビ等で言われているというところの見解で、今回統一教会のほうを出したんですけども、これについては全国的に多くの被害者がおられると、実際、実害があるということですね。

そして2番目ですけれども、家庭教育ですけども、これについては家庭教育支援法の制定を求める意見書を平成30年9月26日に出されているんですけども、このときにつきましては、多分旧統一教会の問題はなかったと思うんです。これは、この文面だけ見れば、至極もっともとして、これを否定する合理的な根拠はないと思うんですけども、今この今回の事件に発展して、前のときのこのことは、そのバックグラウンドとして旧統一教会の教義を違うそういう、どういうのかな、その価値観、道徳観なんですけれども、そういった違う教義が出てきたから、これを否定的にというか、抑えるためにこの家庭教育支援をしたということですね。日本の、いわゆる価値観、結婚して、そして家庭を持ってといった部分の中で、当時あったんですけども、近年は田中議員いつもおっしゃるように多様性、LGBTとか障がい者とか、そういったことも大切にしなくちゃいけないと、多様性に入ってきたというじゃなくて、やはりそれは価値観、考え方によるんですけども、道徳観とか家庭観、その違いが出てきて、それを打ち消すためにこれをやったということが報道等であったということの、私もそれに同調して今回したのです。

次の3番目の反目的な教義につきましては、これも、この宗教につきましてはテレビ、新聞等でありますとおり、やはり教祖も含めまして、ちょっと日本の国益を損ねているといった部分がありまして、あまり深くは、特に宗教の中身ですから言えませんけれども、私なりに解釈して、個人的な見解、そしてマスコミの論調等含めて、これについては問題

があると、社会的に課題があるといった認識をしております。

そして、初問の4問の分につきましては、これも繰り返しになるんですけども、旧統一教会につきましては、他の教団と異なると。いわゆるその宗教活動とか、それについて、靈感商法とか、高額の献金、そういう部分で他の宗教団体と全然そういうモラルというか、我々が考えている社会通念上の宗教活動を超越した部分でされているので、これについては、やはり問題視されているということから、もう今回私たちが要望するのは、この旧統一教会に限定するということで要望を出させていただいた次第であります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

意見書第2号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書（案）について、質疑をいたします。

冒頭に、この意見書案が求める「選挙時の政治利用や相互依存の実態を早期に解明」との内容は、昨今の家庭連合、旧統一教会をめぐる報道等から、一見真っ当な意見とも思えますが、その実、根拠が曖昧なままに議会制民主主義及び民主政治の前提である選挙における秘密や、選挙、あるいは政治に関わる権利を侵害しかねない内容です。これらは憲法で保障された権利であるとともに、民主主義の土台とも言え、これをゆがめることは我が国の将来に大きな禍根を残しかねないという強い危機感を抱いています。この重大な危機感から、本意見書案の数々の疑問に対し質疑を行います。

1つ目、「家庭連合が過去に行ってきた靈感商法等の違法な商行為」とありますが、宗教法人である家庭連合が、裁判で違法な商行為を行ったと認定された、または政府において違法な商行為と指摘され、改善命令などを出された事案の有無は確認されましたか。

2つ目、「家庭連合が過去から現在にかけて靈感商法や高額献金などにより、家庭崩壊に至らしめるような活動」とありますが、具体的な被害実態を把握されているんでしょうか。

3つ目、「家庭連合の宗教信条である家庭教育支援」、「宗教理念を市政浸透させる動き」とありますが、「家庭連合の宗教信条」、「宗教理念」とは何でしょうか。何をもって「家庭教育支援」を宗教信条と断定されているのでしょうか。

4つ目、「家庭教育支援」は、教育基本法第10条2項において、「国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と、必要な施

策を講じることが国及び地方公共団体の義務として規定されております。これに基づいて、既に滋賀県を含む全国の自治体で積極的に家庭教育支援は取り組まれております。

家庭教育支援の考え方は、我が国の伝統精神とも言える「家庭」、あるいは「家族こそ社会の礎」といった考え方と通底するもので、多くの国民が支持していると思います。仮に家庭教育支援が家庭連合の宗教信条と合致するところがあったとして、何が問題なのか伺います。

5つ目、「家庭教育支援基本法の制定」は、平成29年の第48回衆議院議員選挙における自由民主党の政権公約でございました。党の政権公約となっている施策について、意見書提出などに取り組むことが、なぜ「宗教理念を浸透させる動き」となるのか。

なお、先般の自民党本部役員会後の会見において、茂木幹事長から党として一切の組織的関わりがないことは確認済みと述べられております。これを踏まえてお答えいただきたいと思います。

6点目、「国会議員の政治利用」とは何を指すんでしょうか。

7つ目、「選挙時の政治利用や相互依存」とありますが、家庭連合や関係団体、あるいはその会員などが関わった重大な公職選挙法違反は存在するのかどうか、お答えください。

8点目、被害者救済措置や新しい法整備を求めておりますが、既に政府において取り組みが始まっています。意見書案で求めている内容は、この既に始まっている対策等とどう違うのか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） それでは、東郷議員のご質問にお答えします。この質問につきましての回答につきましても、先ほど申しましたとおり、田中議員同様、宗教に対する造詣が私は東郷議員ほど深くございませんので、ほとんどはいろんな情報から私なりに判断したということでご回答させていただくということをお許しください。

まず1点目ですけれども、家庭連合の違法な商行為の有無の確認でございますけれども、これにつきましては、全国靈感商法対策弁護士連絡協議会では、1987年から2019年の33年間で3万4,000件、1,224億円のこの教団に関する被害があるとされていますということです。

次に2問目でございますけれども、具体的な被害実態を把握しているかについての質問でございますが、これは、去る7月に元安倍首相が凶弾に倒れられましたが、この容疑者の家庭を例に出すまでもなく、連日テレビや新聞等で報道されているとおりであります。

今朝の新聞にも、先ほど田中議員の回答で申し上げましたが、二世信者の方が被害者救済を全国的に求められて、それに賛同される多くの国民の方がいらっしゃることも書いてありました。

私につきましても、県内の私の知人の近所のおうちでも、実際に旧統一教会の被害に遭われたことも、知人を通じて聞いております。

次、3問目でございますけれども、何をもって家庭教育支援を宗教信条としているかについての質問ですが、これは旧統一教会のホームページを見ていただくと書いてありますけれども、地域家庭運動の推進を最上位としての理念に掲げて宗教活動されているということが書いてありますと、これを確認させていただいたことからのものであります。

次、4問目の家庭教育支援が何が問題なのかの質問についてですけれども、これも先ほどの田中議員の質問に重複するかもしれませんけれども、私も過去に隣の市の教育委員会に在籍しておりますと、この家庭教育の推進は大切であると思っておりましたが、これについては、やはりしつけとか道徳観の考え方方が基本となって、なかなか難しい部分があるんですけども、やはり学校教育を補完するものであると考えております。

しかしながら、これも報道とかインターネットで知る限り、先ほど申し上げましたが、多様性を認めるような文化に対する社会の進みに対する歯止めをかけるために、この動きと教団の考える教義が違うということで、平成29、30年から、この教団が全国的な運動として運動をされたということであります。

第5問目ですけども、宗教理念を市政浸透させる動きについての回答でありますけども、これも前問の回答のとおり、全国的な運動展開を行いまして、結果として全国で10県、6市でこの条例が制定されたと報道されていました。

次、6点目ですけども、国会議員の政治利用とはとの質問ですけども、これにつきましても報道されているとおり、政治家サイド、特に国会議員サイドとしては、選挙時の票の取りまとめ、電話等の選挙運動協力、集会等の動員協力、また教団側としましては、国会議員を利用してその教団にお墨つきを与え、会員拡大を図るといったことが書いてありました。また、最近では岸田首相が旧統一教会との関係は断ち切るといった指示が出されたことも記憶に新しいものであります。

次、第7問目、重大な公選法違反があるかどうかにつきましては、この公選法違反があったかどうかの事実については把握しておりません。それで、重大なもののは今までにあつたような報告はないと認識しております。

最後の8問目でありますけれども、国の法整備の内容ですけども、これについては来月、10月に開催されます国会のほうで政治家と教団との癒着の徹底解明、そしてこういった解明に対する検証などを踏まえまして、全国にたくさんいらっしゃる被害者救済とか、再発防止などの対策が講じられるものと考えております。

そして、私の考えですけれども、どうして今回野洲市議会からこういった意見書を出すかというところを最後に説明させてください。

これは、自治体情報誌「ガバナンス」といった雑誌がありまして、全国の多くの自治体職員、そして行政関係者が購読されている雑誌であります。その中の表紙について、9月号ですけれども、これは困難に直面する人をどう支えていくかというタイトルの特集記事がありました。めくっていくと、中に野洲市の職員さんの投稿がありました。困難に直面する人をどうして支えていくかというところで、数ある中で、大学の先生とかが投稿している中で、この方が、野洲市の相談支援、包括推進員の方なんですけども、やはり野洲市というのは消費者行政というのがすごく先進で、やはりそういったところでの投稿依頼があったと思うんです。その中の方の言葉をここで読み上げさせていただきます。「立場の弱い人は声を上げることができない。現場を持つ基礎自治体だからこそ、声なき声を拾い上げて、どのような制度が必要なのかを国等に伝え、制度に反映させていくことが基礎自治体の役割ではないかと考える」ということで、やはりこういった記事を誇りに思いながら、私たち小さな基礎自治体でありますけども、全国的に発生していくって、こういうふうになって、人の味方に立って市政反映を頑張ってやっていく、これが私たち市民の負託を受けた議員の使命であると確信しております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 再質問させていただきます。

1点目でお聞きしたのは、全くお答えが違うと思います。

先ほど、奥山議員は全国被害者、ちょっと正式名称細かく覚えていませんが、弁護士さんの団体が発表されたのをそのままおっしゃいましたが、私が質問しているのは、政府において違法な商行為と指摘された、あるいは裁判で違法な行為と商行為を行ったと認定されたこの事案の有無を確認されましたかとお聞きをしております。弁護士の方たち、いわゆる法曹の方でございますが、政府とか裁判所とはまた別個のお立場であるかと思いますので、私の質問にお答えをいただきたいと思います。

また、2点目の過去から現在にかけての部分でございますが、具体的な被害実態を把握しているのかということでお答えいただいたのも、かなり前の案件ではないかと思います。「現在にかけて」とここに書かれている以上、例えば最近の10年間どうであったのかというふうな被害状況を少なくとも調査して、こうしたものは出されるべきではないかと思います。

私自身は、野洲市の消費者生活相談課（市民生活相談課）に問い合わせを入れております。ちょっとこれは高額献金というのは分からぬ部分であります、靈感商法については、そもそも何といいますか、報告の枠がない、項目がないということで、開運商法ということで、過去10年間野洲市で17件の相談があったと聞きました。その内容としては、いわゆるDMとかメールとかで送られてきた、この何色の財布を持ったら金運が上がりますよというふうに言われて買ったけども効果がない云々の問題でありますと、ここでおっしゃっているような、いわゆる靈感商法とはかけ離れた実態なのかなと考えております。これが私が自分で調べた内容です。奥山議員はそうした生の、議員ですから市にも聞けますし、私は今回の件について、それほど調査をしたわけではありませんが、例えば教育のことともろもろ、文科省にかけたり防衛省にかけたり、調べたいことがあつたら、どこでも電話して聞けば大概答えてくれます。そうした努力はされたのかどうか、お聞きいたします。

3点目、先ほどの田中議員への回答もそうですが、奥山議員は直接的に教義云々とかいうのはご存じなくて、それは当然だと思いますが、一方で、この文面には明確に宗教信条、宗教理念という言葉を書かれています、その根拠が、報道によるととか、書かれていたとか、全部他者なんです。先ほど申し上げたように、ご自身でもう少しお調べになってこうしたものを提案されるべきではないかと、まずは思います。これは私の個人的な意見です。

それで、私の回答で、おっしゃった教会のホームページに地域家庭運動の推進というものが掲げてあったというふうにおっしゃいました。それを聞いた素直な、何といいますか、感想として、いや何が問題なんですかというふうに思いました。地域で家庭を大事にしようというふうな運動を推進しましょうと書かれていることが、何がどう悪いのか、私にはよく分かりません。お答えください。

そして4点目、家庭教育支援で大事だと思っていたということで、奥山議員と共に理解をしている部分もあったのかなと少しだけうれしくなりましたが、一方で、田中議員のこれは回答であった言葉でありましたが、平成30年の時点の意見書を見ると、文句のつ

けようがない文言であったと。ただ、今振り返って、今の状況から見ると、多様性と相反する価値観ではないか、あるいは教会が、家庭連合が多様性、L G B T 等の多様性を打ち消すために家庭教育支援を進めたというふうなご説明であったかと思います。違っていたらご指摘ください。ここに対しての、これからが質問です。

我々議員は、今日多くの採決があり、賛成、反対しました。審議の中で、一定執行部提案のものは、背後にある考え方とかいろいろ聞くことはできますが、一方で、基本的には、やはり議案の文面、特に意見書であれば、特にその書かれている文書で説明されている内容がいいのか悪いのか、これで判断するしかないと思います。

質問ですが、先ほどおっしゃったような趣旨、今から振り返ったらおかしいという趣旨があるのであれば、これから出てくる例えば意見書なり、意見書を通してくださいという請願なり陳情なり、田中議員も指摘しておりましたが、数多く来ます。それを、文言に表れない宗教信条、宗教理念とかいうのは、どう判断すればいいんでしょうか、我々は。どうお考えになられますでしょうか。私は、請願とかでなく陳情、いわゆる文書が回されるだけのものであっても、その文面を見て、これは大事やと私が自分で判断したものは積極的に取り上げていきたいというふうに思っておりますが、先ほどの奥山議員のご説明であれば、もう一切そういうことはできないというふうに判断、奥山議員のその背後にある宗教信条みたいのが危ないんだというふうにおっしゃられれば、もう一切無視するしかない。どれだけ重要なことであっても、それこそ声なき声を拾えないんじやないかと思います。ご見解をお願いいたします。

5点目のところで、ちょっとすみません、聞き取りにくかったというか、理解しがたかったところであります。全国で何か制定、条例の制定云々の話がご答弁されたかと思いますが、これも聞いたのは、党の政権公約として掲げられたものを、それに対して、私はそれこそ奥山議員と同様に、この家庭を大事にしよう、あるいは今、核家族化が進み、隣近所のお付き合いがだんだん希薄化している中で、いろいろ子育てに迷われるご家庭も多くなっている。一方で、情報過多の社会にあって、真面目な人ほど、どうしたらいいんやろうって検索をして、真っ逆さまの情報がばんばん上がっている中で、子育てに迷い、悩まる方がいらっしゃる。私、これ年中つけておりますが、児童虐待、そうしたところから、願わざる虐待に走られる方も少なくないということで、そういうお困りの家庭、あるいは親御さんを、文字どおり支援していこうというのが私はこの家庭教育支援ということだと私は理解しております。それが大事やと思ったから、平成30年に意見書を提出、提案

させていただきました。これを、宗教理念を市政浸透させる動きと言わると、極めて心外であります。

この、ちょっと質問に戻りますが、この部分もお答えいただけてないと思いますので、政権公約として選挙で掲げて自民党が戦った内容、それに趣旨等、本当に大事だと思って取り組んだ内容を、どこからどう判断すれば宗教理念を市政浸透させる動きとなるのか、お答えをいただきたい。

6点目、国会議員の政治利用とは何か、一定お答えはいただきましたが、最後に奥山議員おっしゃったのが、書いてありましたという言葉がありました。書いてありました。いや、自分を主語にしていただきたいと思います。

この政治利用、国会議員の政治利用という言葉の後に書かれている文言について、私は非常に率直に言って引っかかっております。国会議員の政治利用の温床になっていたと。その前の、私がこの一文を見た範囲で、この政治利用の温床という言葉に対する主語は、家庭連合に関する地方議員がというのが主語に当たると私は解釈をしました。つまり、この一文は、私を特定して温床という言葉でおとしめているようにも感じられました。この点についてご見解をお願いいたします。

最後、非常に重要な部分です。田中議員も先ほど指摘されていたかと思いますが、また私が冒頭申し上げたとおり、民主主義の中で、選挙というシステムは非常に重要な制度だと思います。そして、奥山議員も重大な公職選挙法違反等は把握していない、なかつたと認識しているとお答えくださいました。

その中で、ではその公職選挙法の枠内でのいわゆるお付き合い、これを特定の行為、例えば靈感商法でもいいです、反社会的な活動をしているという行為をもって規制する、ある団体であったり、個人であったり、それは当然のことかと思いますし、田中議員も指摘したとおり、そういう団体、あるいは個人、勢力とは距離を置かねばならないというのは私も心しないといけないとは思いますが、その行為でなく、曖昧な根拠で団体を特定して、その重要な選挙、そして選挙に関わる権利を制限されることは、民主主義を大きくゆがめる行為ではないかと思います。

日本は法治国家です。先ほど他の宗教団体と異なるというふうな田中議員への答弁がありました。異なるとして、それが即その宗教団体、あるいはその関連団体、構成員の方々全てを排除せよというふうにつながるのかどうか。あくまで行為をもって規制をすべきだと思います。繰り返しますが、我が国は法治国家であります。法にのっとって、ある行為

をもって規制すべきは規制することが大切かと思います。ちょっとすみません、長くなりましたが、その法治という分で、行為を基にして規制するということであれば、先ほどの田中議員の質問とかなりますが、団体を特定してではなく、あくまでも行為、例えば靈感商法でも結構です。それを行う団体ないし個人というふうな規制であれば合理性があるのかもしれません、そこのご見解をお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） それでは、東郷議員の再質問にお答えいたします。

まずもって、政治信条を同じにする議員の方からこうした質問が出たことにつきましては、私も残念でなりません。

そういった上で、私と東郷議員とは宗教観に対する先ほど言いましたけども温度差があるので、全てに対し的確には答えられませんし、先ほどの初回の回答と重複するかもしれないことをお許しください。

1点目、政府とか裁判の認定の事実の有無について調査したかということにつきましては、具体的な調査はしておりません。これは、今国民が望んでいる徹底解明、国ですらも解明していないのに、私たち地方議会、一市民がこういったことを具体的に知る由もありませんし、こういった靈感商法等の被害者については、性質上公表されるということはありませんし、かなり水面下に潜っていると思います。

そしてまた、最近の10年間はどうかということにつきましても、これも把握しておりませんけれども、様々なメディア、マスコミ、書籍等を私もそれなりに見まして、努力して様々な情報を入手したつもりであります。

次に、3番目の靈感商法等につきましては、これも一度市のほうに照会したんですけども、この靈感商法といった類いのものについては把握されてないし、個人情報もありま

すから、公表できるものではないということでありました。

そして、地域家庭の何が悪いかということにつきましては、これも何度も何度も繰り返し言っておりますけれども、これもマスコミとかインターネットの報道からすると、先ほど東郷議員がおっしゃいましたように、教団の教義と反する動きに対して歯止めを効かすためにこの家庭教育支援を全国展開していたということが書かれてありました。これも全て一人称じゃなくて他人称でありますと、私も個人的にそういったことに面したこと也没有せんし、多くの国民もやはりそういったマスコミ、報道等の情報しか知る由がないと思います。

そして、ちょっと順番分からないんですけども、政治利用の温床ということで、これを個人の方に特定するんじゃないかということですけども、これについては、これもマスコミ等に書かれていますとおり、地方議員が一般論として国会議員をつなげる役割をしていますから、地方議員のほうで地域のそういった信者さんとの接点があったということが書かれておりまして、これもあくまでも報道からの私が知った事実であります。

以上で、再質問の回答とさせていただきます。

○8番（東郷克己君） 答えていただいているのが結構あると思うんですが。議長、回答をいただいていることがかなりあると思うんですが。

○議長（荒川泰宏君） それは、3回目で一緒に併せて回答してもらいます。

暫時休憩します。

（午後4時43分 休憩）

（午後4時47分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 東郷議員の質問に全て答えられなくて申し訳ございません。

今おっしゃいました1点だけです。日本は法治国家で、今後、規制とかするについては行為で判断してほしいということです。

それにつきましては、これは国家で論ずるべきであって、民主主義の中で、地方議会で云々というよりも、何度も言いますけれども、様々な解説、検証した上で、国会で論議されて法整備をするのが当然でありながら、それに対する地方議会としては要望しか残念ながらないと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 再々質問をいたします。

家庭教育支援のことと、今最後にお答えいただいたところで、2点お聞きいたします。

先ほど、初問のときの答弁で、八幡の教育委員会のお立場にあったときに、家庭教育というようなことを非常に大事に思っていたというお言葉もありました。そうした中で、今の現状から見て、この家庭連合、旧統一教会がこのLGBT等、多様性を大事にしていくというのを邪魔するために家庭教育支援を掲げたという理解でおっしゃっていると思うんですが、ちょっと繰り返しになりますが、私はその解釈はよく分かりません。私はそういうふうに全く理解はしておりませんということと、あくまでも家庭教育支援なら家庭教育支援という施策がいいのか悪いのか、これで判断すべきであって、どこかの宗教団体が今マスコミで非常に大きな話題になっていますので、国民の関心も高まっているのかもわかりませんが、あまたある宗教団体、あるいは田中議員は右派、左派というふうな言葉を使っておりましたが、いろいろそういう政治的な活動をされる団体はそれこそあまたある中で、今質問しております家庭教育支援というのが、どこかの団体がその家庭教育支援を推進することによって何かしら自分たちの主張と違うようなことを邪魔するような動きがあるとしても、私はその家庭教育支援、別に家庭教育支援に限ったことではないんですが、この施策が大事なものであれば、それは推進しないといけないのではないかというのが私の考えです。奥山議員はそれに賛同はしてくださいないんでしょうか。ちょっと家庭教育支援と離れてお答えください。ある施策が、ある施策が非常に重要なものであるとして、一方でその施策を利用して、どこかの団体が自分たちの主張を云々というふうなのがあるとして、でも本当に大事なものやったら、これは進めないとあかんのん違うか、どうでしょうか。

最後の法治国家の部分になりますが、すみません、ちょっと飛んでしまいました。繰り返しになりますが、法治国家である以上、その行為で規制すべきだと思いますし、家庭連合に限定せず、ということは家庭連合も含めて法を守る、法の下で活動するということは当然でありますし、家庭連合以外の団体も、同様に法を守り、その下で様々な活動、特に先ほど私が重要だと申し上げた選挙、政治との関わりも法の下ですべきだと思いますが、そこに関してのご見解を最後にお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） それでは、東郷議員の再々質問にお答えします。

この問題につきましては、実はやっぱり宗教の奥深い部分がありますので、多分東郷議員とこれを議論すれば、もうほとんど禅問答みたいになってくると思います。それぞれ価値観が違うと思いますし宗教観も違います。ましてや、ここ議場ですから、やはりその議場の場において、こういった宗教論議について時間を費やすのは、私も当初からいさかどうかと思っておりましたけども、ここのルールとして質疑が出てきて、回答しなくちゃいけないといった事務局からの指示がありましたので、させていただきました。それも最後の回答といたします。

まず家庭教育のことなんですけれども、これは東郷議員と一緒に私も同じ考え、基本は。しかしながら、これも先ほど言いましたが、子どもが困っていると、それについて自助、共助、公助があると思うんです。ですから、その法までつくって、自助、だから自助の部分ですね、家庭教育。困っている家庭でどうするか。それはあくまでもご家族で判断されて、自分たちの力で、地域の力を借りながらしていくと。どうしようもない場合については、公がいろんな様々な施策で入っていくというところで、すごく入っていくのが難しいと、法で縛りでこういった体系でやっていくというのは非常に難しい部分があるということを私は教育委員会時代に知りましたので、あまり公的な部分の中でこういった法までつくって、整備してするもんじゃないといったことをある先生からお聞きしました。

そして、家庭連合以外のこともあるんですけども、これも何度も何度も繰り返し言いますけれども、チャンネルをひねれば、旧統一教会云々、先だっての国葬につきましても賛否両論あったんですけども、これもこの統一教会の問題があったから、いろんな国民からの不支持があったと私も推測しております。

ですから、こういった国民的課題を、何度も言いますけども地方議会から発していきたいということで、それについては、もう特定した今回の旧統一教会の対する宗教活動が反社会的とはまだ認定されておりませんけれども、様々な被害、高額献金等があることから、皆さん、国民世論も巻き込んで、何とか政府が解明してください、法整備をしてくださいと言っていますから、私は、それを国民の声をこのちっぽけな自治体の議会ですけども、発信していくということで、皆さんのご賛同を得たいということで提案させていただきました。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第2号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第2号について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 新誠会、第7番、益川教智です。

意見書第2号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書（案）、この原案に対して、反対の立場で討論いたします。

討論に入ります前に、宗教というのは、人はどのように生きるのかという根源の部分をなすものであります。今回の意見書（案）に関しては、その部分に関する調査をすると、せよということであります。先ほどまでの提案者の答弁を聞いておりますと、自分は宗教には詳しくないのでということを連呼して誠実に答弁しておられません。このような態度で提出をされたというのは非常に残念であり、宗教に深く携わる者として、到底看過できる態度ではありません。

では討論に入ります。

このたび、安倍元総理が選挙期間中に突然の凶弾に命を落とされました。暴力、様々な背景は報道等で明らかになりましたが、暴力による解決というのは真の解決には至りません。また、この場をかりて、安倍元総理に対して謹んで哀悼の誠を捧げたいと思います。

このような大変ショックな出来事をきっかけとして、宗教法人であります世界平和統一家庭連合や、法人と関係のある政治家への批判が連日報道されています。

今回提出された意見書は、そのような一連の報道を受けたものであります。以下を理由として反対いたします。

この反対する前提といたしまして、この対象となっている宗教法人が一定公益性のある宗教法人、宗教法人というのは公益法人でありますので、その公益性を認められている宗教法人であるということを前提として議論いたします。

1つ目、この政治と宗教の関係において誤った理解を前提としている点であります。

先ほど来、田中議員、また東郷議員の質疑でもありましたけれども、この意見書の中で

は、家庭連合の宗教信条である家庭教育支援についても、条例制定に向けた意見書を本市を含む多くの自治体議会に提出させるなど、宗教理念を市政浸透させる動きもありましたと書いており、まるで宗教団体の政治活動が認められないとされている点、これを前提としている点において、明らかにその法の理解というものが不足しているということを指摘いたします。

先ほども申しましたが、宗教というものはその人の思想信条、また行動規範に大いに関わるものでありますて、内心において切り離すことができないものであります。例えば、私の宗教観が私自身の政治活動に大きな影響を及ぼしているということは想像に難くありませんが、それも問題視されるのでありますか。

また、公明党さんは、その支持母体として創価学会があるということは広く知られているところでありますが、創価学会はその理念といたしまして、万人の幸福、また世界の平和を目的とされていると思います。公明党は、その活動の方針として、社会的弱者の救済ということが大きなテーマとして掲げられていると思いますが、この社会的弱者の救済というものは万人の幸福につながるということに考えられまして、これも宗教理念の浸透として否定されるべきものなんでしょうか。そのようなことではないはずです。この意見書に賛成するということは、このような活動も否定するということになります。

また、世界平和統一家庭連合を反社会的でもカルトでもないと判断しておきながら、法人とのつながりを調査せよという点、この点については、宗教法人とのつながりを調査、追及するということは、その個人の信教の自由を侵害するおそれがあります。

カルトなど、反社会的団体だということが前提であれば、公人たる政治家はその法人との付き合いというものは絶ってしかるべきだと思いますが、そうではないという前提に立ちながら、つまり社会的問題ないということを国が認めている、認識しているということを判断しながら、そのような調査をせよということは全く整合性が取れません。

また、3点目といたしまして、今回の問題を議論するのであれば、特定の宗教法人のみならず、全ての宗教法人を対象とすべきであります。

靈感商法などが問題となっておりますが、例えば仏教においても高額なお布施の要求、例えばお葬式、お通夜の際、法名、戒名が与えられる際、そして墓じまいを盾とした高額な要求というのは、これは皆さんも知られるところであります。つまり、宗教を隠れ蓑とした不当な要求というものは、伝統宗教であろうが新宗教であろうが起こり得るそういう問題であります。

さらに、宗教二世と言われる問題についても、これはもともと古くは宗教というものが家単位で考えられてきたところ、近年の情勢の変化によって個人、それぞれ個人の宗教へと移り変わっていく際に起こってきた問題であります。このような問題は、これも重ねて言いますが、伝統宗教でも新宗教でも起こる問題であります。

つまり、今回の問題に関しては、世界平和統一家庭連合という特定の宗教法人の問題として矮小化して捉えるのではなく、全ての宗教法人が抱え得る政治家と政治と宗教、またカルト的活動の問題として、カルトとは何なのか、反社会的活動、また反社会的団体とは何なのかという物差しをまずつくらないと、そこに当てはまる、当てはまらないが判断できなはずです。

この意見書では、個別の特定の宗教法人だけを問題としており、このような内容では本質的な解決には至りません。まさに、木を見て森を見ずという内容の意見書になっておりますので、私としては到底賛成できるものではありません。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

私は、意見書第2号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書（案）に対して、反対討論を行います。

去る7月8日の安倍元首相に対する銃撃事件を機に、旧統一教会に対して大きな社会的注目が集まっています。高額献金や違法勧誘など、反社会的な活動、また政界に対する大規模な工作が明らかになっています。

1点目には、旧統一教会は先祖のたたりがあるなどと称して、高額な壺や印鑑を売る靈感商法や違法伝道などで多くの被害者を生み出しています。

靈感商法や献金の被害は、全国靈感商法対策弁護士連絡会の調査でも、1987年以降、旧統一教会に関する相談の被害総額は1,237億円を超えていました。

旧統一教会は、2009年にコンプライアンス遵守を表明しましたが、その後も被害相談は175億円を超えており、組織の実態は変わっていません。靈感商法による被害がいまだに続いているだけに、新たな被害を生み出さないための徹底的な対策が必要です。

2点目の問題は、政治家と旧統一教会との関係です。

旧統一教会の関連団体が主催する行事に参加したり、祝電メッセージを送ったり、選挙運動にも関わりがあったことなどが問題視されています。政治家が反社会的組織、カルト

集団と関係を持つことは、その団体を容認することにつながることは言うまでもありません。

岸田首相は、国民の強い批判を受け、自民党国會議員の調査ではなく、曖昧な点検で、今なお政党と旧統一教会との組織的な関係を認めようとはしませんが、直ちに過去の関係を解明し、今後一切の関係を断つことが必要あります。

この2つの観点から意見書（案）を見ますと、「憲法20条で保障する信教の自由は尊重されるべきものであり、また家庭連合は現時点で反社会的でカルト団体に認定されていないことは認識しています」の部分は、明らかにこの問題の基本的な点を見ていないものであります。

1点目に、一般論としては、「憲法20条で保障する信教の自由は尊重されるべきもの」でありますが、今回の旧統一教会のこの問題は「信教の自由」の問題ではなく、宗教団体であっても、その他どんな団体であっても、その団体が「反社会的な活動を行っている団体なのか、そうでないのか」の問題であります。

2点目に、意見書（案）は、「家庭連合は現時点で反社会的で、カルト団体等に認定されていないことは認識しています」とのことであります。全国の法律家、弁護士がこの問題に長年携わってきましたが、その中で、旧統一教会の違法な組織的な布教活動が明らかになっています。例えば、2012年、違法な布教活動を受け、伝道や献金を強いられたとして、元信者と親族が統一教会に損害賠償を求めていた裁判で、札幌地方裁判所は、1つ、宗教であることを伏せた勧誘、2つ、家庭、家族や知人との接触を断った状態での教化、3、金銭提供の不足は信仰の怠りで救済されないとする教えを「不正な布教活動」と認定し、「社会的相当性の範囲を著しく逸脱し違法」の判断を下しました。つまり、法律的にも反社会的で、カルト団体と認定されたのです。

にもかかわらず、「反社会的でカルト団体等とは認定されていない」との認識は、この問題の本質を見ないので、結果として免罪し、擁護につながるものであります。これは、国民の認識からも、法的判断にも反するものです。

この意見書を野洲市民の代表である野洲市議会がこのまま可決となれば、野洲市議会が世界平和統一家庭連合を社会的に認めたことにつながるものであります。とても市民に説明がつかないものであります。

以上、本意見書（案）に対する反対討論とします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、新誠会、橋俊明であります。

ただいま案件となっております世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書（案）につきまして、原案に対して反対の立場で討論させていただきます。

この意見書（案）は、「〇〇に非難され」、「〇〇と報じられ」、「〇〇と言われ」など、専ら他者の言説を基に、国に対して重大な内容を求めております。

意見書提出権は、意思決定機関として、議決を通じ団体の意思を決定する権能を有する議会が、法律を根拠に對外的にその意思を表明し、公共の利益の増進を図る権能である。このように、意見書において「国に求める」行為は、非常に重い意味を持つものであります。議会が能動的に国の対応を求める根拠が、受動的な他者の言説に頼る姿勢は責任ある態度と言えず、意見書としてふさわしくないと考えております。

また、表題にある「政治家との関係」に絞っても、本来分け隔てなく国民、市民と接し、その声を聞くべき政治家に対し、「政治家との癒着」、「国会議員の政治利用」、「選挙時の政治利用や相互依存」など、否定的な言葉を連ねております。これだけ見れば、不適切な関係という印象を持ちかねない表現でありますが、問題は何が「癒着」なのか、「政治利用」とは何を指しているのか、どう問題であるのかなど、核心的な部分が説明されないまま、法や社会通念から見て、通常の「政治家との関係」が糾弾されている点であります。

繰り返しますが、このように糾弾するならば、なぜ、どこがといったことを明記し、その具体的行為を元にすべきであります。

中段にある「家庭連合の宗教信条である家庭教育支援」と断定している部分も、どこが宗教信条なのか全く不明であります。仮に宗教信条と合致する部分があるとしても、我々議会の役割は、具体的な条文やその結果行われる施策が良いか、良くないかを判断することであり、宗教信条や思想信条などを議論する場ではありません。

「家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育であり、すべての教育の出発点と言われています。また、家族のふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、それに対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしています。」

これは、文部科学省のホームページに記載された家庭教育支援に対する解説であります。が、こうした考え方は多くの国民が理解し、共有するものであり、先日開催されました日本会議近畿議連総会での来賓挨拶で、西田自民党京都府連会長が力説されていた「家族

主義が日本の伝統精神」とも共通するものである。また、「家庭教育支援」は、教育基本法でこれに取り組むことが国や地方公共団体の責務と定めているもので、同基本法の規定により、条例の有無に関わらず、滋賀県を含む多くの自治体で既に活発に取り組まれていることを我が新誠会の会派研修会で文部科学省担当者から説明を受けたところであります。

さらに、「家庭教育支援基本法制定」は、私が初当選した平成29年、同日選挙で実施された衆議院議員選挙における自由民主党の政権公約の1つでありました。したがって、家庭教育支援の取り組みをもって、「宗教理念を市政浸透させる動き」とするのは大きな間違いあります。

最後に、最も重要な国への求めの部分の問題を指摘いたします。

この意見書（案）が求める「家庭連合と国会議員をはじめとした政治家との間で、選挙時の政治利用や相互依存の実態を早期に解明すること」は、いくつかの点で憲法に抵触する可能性が非常に大きい。公職選挙法の枠内にある応援など、様々な活動を特定宗教団体及びその信仰を持った市民に限りその実態を調査し、解明しようとすることは、憲法で保障された信教の自由及び政教分離、さらに参政権の観点からも憲法に違反していると考えます。

政教分離とは、国及び地方公共団体が特定の宗教を優遇することや、反対に差別、圧迫を禁ずるものであり、特定団体の政治への関わりを絶つことの強制や、市民の信仰を理由とした拒絶は政教分離違反であります。

また、参政権は日本国籍を有する成人に等しくあまねく与えられている基本的人権で、民主主義の根幹をなす重要な権利であります。このような重大な権利を、具体的な行為、（特に権利剥奪であれば、継続的な重大な違法行為であるべき）に対しまして、規制ではなく、「ある団体やその関係者」というだけで政治への参加、さらには政治に対する意思表明の最たるものである選挙において、候補者との関わりの権利を剥奪することは、極めて重大な人権侵害であるとともに、民主政治をゆがめる行為であります。

具体的な求めの後段に対しては、政府や自民党としても既に対応しております。これについては、他党から提案されていた同趣旨の「世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との癒着、政治のゆがみを質すための徹底追及することを求める意見書（案）」について、我々は対応の参考とするために自民党本部の見解を求めましたが、回答は、「賛同は適切でないと考える」であり、その理由は、「法務大臣はじめ関係大臣において、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済に連携して万全を尽くしている」こと、また「河野消

費者担当相の下、悪質商法に対応する検討会を立ち上げ、既に検証、検討が始まっている」こと等、政府や自民党として既に対応しているというものがありました。

議会制民主主義を探る我が国、そして市民と最も近い基礎自治体の議会として、明確な根拠及び具体的な行為を元に判断することが基本であり、根幹であります。

この観点から、数多くの問題があり、さらには憲法違反の疑いが強い意見書（案）にあることを厳しく指摘して、反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

意見書第2号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との関係の徹底解明及び早急な対策を求める意見書（案）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理をするものについては本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理をするものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より、直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

（午後5時23分 休憩）

（午後5時35分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和4年第5回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は、去る8月30日から本日に至りますまで31日間でございました。

令和3年度各会計決算の認定をはじめ、令和4年度一般会計補正予算など、提案申し上げました議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会の議案質疑、一般質問を通じまして、健康福祉施策、教育施策、農業施策、防災対策、道路整備、病院整備など様々な分野における施策に対して、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に活かすよう努めてまいります。

議案におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費や、ふるさと納税推進事業費を含む補正予算をお認めいただきました。主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰などにより家計に影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、10月から6か月間、学校給食費の支援を実施してまいります。また、災害対策といたしまして、避難所での感染症対策を講じるための備品を購入するなど、適切かつ迅速に取り組んでまいります。

最後に、本定例会において全会一致でお認めいただいた（仮称）滋賀県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議の後押しもあり、県立高等専門学校の本市への設置が決定いたしました。今後滋賀県、地元自治会、地元企業などと連携しながら、関連する事業等を進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とお力添えをお願いいたします。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意をいただき、本市の発展のためにご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、令和4年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後5時38分 閉会）

野洲市議会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年9月29日

野洲市議會議長 荒川泰宏

署名議員 鈴木市朗

署名議員 山崎敦志